

## 「六甲山森林整備戦略」森林整備に関する研究会 開催要綱

平成 28 年 10 月 27 日

建設局長決定

(趣旨)

第 1 条 市が「六甲山森林整備戦略」に基づき森林整備を進めるにあたり、専門的な見地から幅広く意見を求めることを目的として、「六甲山森林整備戦略」森林整備に関する研究会（以下「研究会」という。）を開催する。

(委員)

第 2 条 研究会に参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、または任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市職員

(3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

2 前項の規定により委嘱または任命する委員の人数は、10 名以内とする。

(任期)

第 3 条 委員（前条第 1 項第 2 号に掲げる者のうちから任命されたものを除く。以下この条において同じ。）の任期は、委嘱の日から当該年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長の指名等)

第 4 条 建設局長は、委員の中から会長を指名する。

2 会長は、会の進行をつかさどる。

3 建設局長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、前項の職務を代行する者を指名する。

(研究会の公開)

第 5 条 研究会は、これを公開とする。ただし、次のいずれかに該当する場合で、建設局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

(1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 条）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合

(2) 研究会を公開することにより公正かつ円滑な研究会の進行が著しく損なわれると認められる場合

2 研究会の傍聴については、「六甲山森林整備戦略」森林整備に関する研究会傍聴要領を適用する。

(施行細目の委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、研究会の開催に必要な事項は、防災部長が定める。

附 則（平成 28 年 10 月 27 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 10 月 27 日より施行する。